

予算常任委員会

平成21年3月11日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

木 澤 正 男

副 委 員 長

浦 野 圭 司

出 席 委 員

宮 崎 和 彦

伴 吉 晴

嶋 田 善 行

木 田 守 彦

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

芳 村 是

教 育 長

栗 本 裕 美

総 務 部 長

池 田 善 紀

総 務 課 長

佐 藤 滋 生

総 務 課 参 事

吉 田 昌 敬

企画財政課長

西 卷 昭 男

税 務 課 長

山 崎 善 之

住民生活部長

西 本 喜 一

福 祉 課 長

西 川 肇

国保医療課長

植 村 俊 彦

環 境 対 策 課 長

乾 善 亮

住 民 課 長

清 水 昭 雄

健 康 対 策 課 長

寺 田 良 信

都市建設部長

清 水 建 也

建 設 課 長

加 藤 保 幸

観光産業課長

川 端 伸 和

都 市 整 備 課 長

藤 川 岳 志

都市整備課参事

今 西 弘 至

教 委 総 務 課 長

野 崎 一 也

生涯学習課長

清 水 修 一

上 下 水 道 部 長

谷 口 裕 司

上 水 道 課 長

佃 田 眞 規

会 計 管 理 者

浦 口 隆

会 計 室 長

清 水 孝 悦

議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 峯川敏明

(午前 9時00分 開会)

○木澤委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いですが、きのうに引き続きまして、審査を行いたいと思います。

続いて、議案第15号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それではまず、議案書を朗読させていただきます。

議案第15号

平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の89ページをごらんいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億4,530万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 21 年 3 月 2 日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、座らせていただいて御説明させていただきます。

まず、この特別会計予算の概要を御説明申し上げます。

この特別会計の歳入歳出予算の総額は 15 億 4,530 万円を計上いたしております。介護保険の予算につきましては、平成 20 年度の実績及び今後の給付額等の推計をもとに、平成 21 年度に必要な予算を計上させていただいたところであります。

介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、サービスの安定的な供給及び適正な介護保険事業の運営等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

初めに歳入予算についてであります。97 ページをお開きいただきたいと存じます。

第 1 款保険料についてであります。3 億 1,867 万 1,000 円を計上しており、前年度と比較して 603 万 8,000 円、1.9%の増となっております。この金額につきましては、65 歳以上のいわゆる第 1 号被保険者に係る保険料であります。

次に第 2 款、使用料及び手数料についてであります。保険料の督促手数料といたしまして、前年度と同額の 2,000 円を計上しております。

次に 98 ページ、第 3 款国庫支出金についてであります。第 1 項国庫負担金と第 2 項の国庫補助金を合わせまして 2 億 9,833 万 4,000 円を計上しており、前年度と比較して 662 万 2,000 円、2.3%の増となっております。そのうちで第 1 項の国庫負担金としまして、施設給付費を除く介護給付費の 20%と施設給付費の 15%に当たる 2 億 5,627 万 6,000 円を計上いたしております。

また、第 2 項の国庫補助金では、第 1 目調整交付金として 2,740 万 1,000 円、第 2 目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の 25%の 364 万 7,000 円、第 3 目の包括的支援事業、任意事業分として上限事業費分の 40%の 1,101 万円の計上をしております。

次に 99 ページ、第 4 款支払い基金交付金についてであります。本年度予算額 4 億 3,930 万 6,000 円を計上しており、前年度予算額と比較しまして 943 万 2,000 円、2.2%の増となっております。

そのうちで、第 1 目給付費交付金として介護給付費の 30%に当たる 4 億 3,493 万円、第 2 目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の 30%の 437

万6,000円を計上しております。

これは40歳から64歳までの保険料にかかりますものであります。

次に100ページ、第5款県支出金では、第1項県負担金と第2項県補助金を合わせてまして、2億2,222万7,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして1,351万2,000円、6.5%の増となっております。そのうちで第1項の県負担金、第1目介護給付費負担金としまして、施設給付費を除く介護給付費の12.5%と施設給付費の17.5%に当たります2億1,489万8,000円を計上しております。

また、第2項県補助金では、第1目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の12.5%の182万4,000円、第2目の包括的支援事業任意事業分として上限事業費の20%の550万5,000円を計上しております。

次に101ページ、第6款財産収入であります。介護保険給付費準備基金利子として、8万9,000円を計上しており、前年度と比較しまして11万5,000円、129.2%の減となっております。

次に、第7款寄附金につきましては、1,000円を計上しております。

次に、第8款繰入金では、一般会計繰入金と基金繰入金を合わせまして、2億6,559万8,000円を計上しており、前年度と比較しまして2,995万4,000円、12.7%の増となっております。このうちで、一般会計からの繰入金としまして、第1項一般会計繰入金全体としましては、2億3,980万9,000円となっております。その内訳でありますけども、第1目介護給付費繰入金として、介護給付費の12.5%に当たる1億8,122万1,000円、また第2目地域支援事業費繰入金として介護予防事業分として上限事業費の12.5%に当たります182万4,000円、第3目の包括的支援事業任意事業分として上限事業費の20%に当たります550万5,000円を計上しております。

第4目のその他一般会計繰入金では、職員給与費及び事務費繰入金として5,125万9,000円を計上しております。また、第2項の基金繰入金では、第1目介護給付費準備基金繰入金としまして、1,603万3,000円を計上しております。また第2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金では、第1号被保険者保険料軽減分繰入金としまして、975万6,000円を計上しております。

次に、103ページ、第9款繰越金では、前年度と同額の100万円を計上しており

ます。

次に、第10款諸収入でありますが、第1項延滞金加算金及び割引料では、過料等を計上し、また第2項雑入では、弁償金等の雑入といたしまして、合わせて第10款全体で7万2,000円を計上しております。

続きまして、歳出予算であります。106ページをお開き願いたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。本年度予算額は105万2,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして240万5,000円、7.3%の減となっております。予算の財源内訳はその他で3,057万1,000円を一般財源で1,000円となっております。主なものは職員4人分の人件費に要する経費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算システムのソフト使用料等の経費であります。

次に、107ページ、第2項徴収費、第1目賦課徴収費についてであります。本年度予算額は150万円を計上しており、前年度予算額と比較しまして1万2,000円、0.8%の減となっております。予算の財源内訳はその他で144万4,000円で、一般財源で5万6,000円となっております。

主なものは、年金から特別徴収する方への保険料の通知及び普通徴収の方への納付書等の送付にかかります経費であります。

次に、108ページ、第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費についてであります。本年度予算額は1,876万1,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして17万5,000円、0.9%の増となっております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。主なものは要介護認定にかかります主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴う認定調査事務委託料等でございます。

次に、109ページ、第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費についてであります。本年度予算額は37万1,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして3万円、8.8%の増となっております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。これは一般向けの制度全般に関するパンフレットや保険医療額決定通知時に同封いたします介護保険料に関する内容を提示したパンフレットの作成にかかります経費等であります。

次に、110ページ、第5項介護保険運営協議会費、第1目介護保険運営協議会費についてであります。本年度予算額は8万円を計上しており、前年度予算額と比較しまし

て12万円、60%の減となっております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。これは介護保険事業の運営に関する重要な事項として、事業計画等の進行管理、特別会計の運営管理等につきまして御審議をいただくために、介護保険運営協議会を設置をいたしておりますが、その協議会委員の委員報酬であります。平成21年度につきましては、計2回の開催を予定しております。

次に第6項地域包括支援センター運営協議会費、第1目地域包括支援センター運営協議会費についてであります。前年度予算額と同額の4万円を計上しております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。これは地域包括支援センターの公正中立な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置しておりますが、その協議会委員の委員報酬であります。平成21年度につきましては、1回の開催を予定しております。

次に、111ページの第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費についてであります。本年度予算額は12億9,853万8,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして9,041万8,000円、7.5%の増となっております。

予算の財源内訳は国庫支出金で2億5,316万5,000円、県支出金で1億9,340万9,000円、合わせまして4億4,657万4,000円、その他で5億5,188万円、一般財源で3億8万4,000円となっております。これは要介護1から要介護5に認定された方への介護サービス等にかかります経費であります。

次に、112ページの第2項介護予防サービス等諸費についてであります。今年度予算額は7,420万9,000円で計上しており、前年度予算額と比較しまして2,114万3,000円、22.2%の減となっております。予算の財源内訳は国庫支出金で1,597万4,000円、県支出金で954万3,000円、合わせて2,551万7,000円、その他で3,153万9,000円、一般財源で1,715万3,000円となっております。この介護予防サービスは、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人などが受けるサービスであります。要介護認定結果が要支援1及び要支援2と認定された方々へのサービス費用に要します所要の金額を計上しております。

次に、113ページ、第3項、その他諸費についてであります。本年度予算額は234万3,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして9万7,000円、4.3%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で51万3,000円、県

支出金で29万3,000円、合わせて80万6,000円、その他で99万6,000円、一般財源で54万1,000円となっております。これは各介護サービス事業者から請求されます介護報酬につきまして、国保連合会において支給限度額等の審査及び支払事務を定めますことから、これに係る経費であります。

次に、第4項高額サービス等費についてであります。今年度予算額は2,471万9,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして529万9,000円、27.3%の増となっております。予算の財源内訳は国庫支出金で541万円、県支出金で309万円、合わせて850万円、その他で1,050万6,000円、一般財源で571万3,000円となっております。これは健康保険と同様に、1割の自己負担額が高額になった場合に、一定額を超えた分について償還払いをすることにかかります経費であります。

なお、上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者、住民税世帯非課税で個人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせた金額が80万円以下の方が1万5,000円、住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額を合わせた金額が80万1円以上の方が2万4,600円、これ以外の方は3万7,200円となっております。

次に、114ページ、第5項高額医療合算サービス等費についてであります。今年度予算額は2,000円を計上しております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。これは現在、介護保険・医療保険の制度において、それぞれに自己負担額が高額になったときは、月額で限度額が設けられており、それぞれ高額療養費として限度額を超えた分について支給されています。平成21年度よりさらにこのそれぞれの利用額を合算し、年額で所得に応じ限度額が設けられ、その限度額を超えた額について介護保険と医療保険の利用額に応じて案分され、介護保険事業特別会計からは高額医療合算サービス等費として支給されることとなります。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費についてであります。本年度予算額は4,995万5,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして592万9,000円、13.5%の増となっております。予算の財源内訳は国庫支出金で861万5,000円、県支出金で856万3,000円、合わせまして1,717万8,000円、その他で2,123万円、一般財源で1,154万7,000円となっております。各目別の予算の計上額は省略させていただきますが、施設に入所等をされている方の居住

費と職員に係る経費でございます。

次に、115ページ、第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費準備基金積立金についてであります。本年度予算額は8万9,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして1,110万円、99.2%の減となっております。予算の財源内訳はすべてその他で8万9,000円となっております。これは介護保険の保険給付に対し、保険料等に過不足が生じる場合に、その余剰金を基金に積み立て、次年度以降の保険給付の財源とするものであります。

次に、第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目介護予防特定高齢者施策事業費についてであります。本年度予算額は1,107万5,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして、275万9,000円、19.9%の減となっております。予算の財源内訳は国庫支出金で276万9,000円、県支出金で138万6,000円、合わせて415万5,000円、その他で470万8,000円、一般財源では221万2,000円となっております。これは要介護状態に移行する恐れの高い特定高齢者を対象として実施いたします介護予防事業に係る経費で、臨時職員や歯科衛生士の賃金、運動機能向上指導業務委託料、また食の自立支援事業委託料、生活機能評価業務委託料等が主な経費であります。

次に、116ページ、第2目介護予防一般高齢者施策事業費についてであります。本年度予算額は351万8,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして、22万1,000円、5.9%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で87万8,000円、県支出金で43万8,000円、合わせて131万6,000円、その他で150万円、一般財源で70万2,000円となっております。これは65歳以上の高齢者を対象として実施いたします運動機能向上指導等に係る経費であります。

次に、117ページ、第2項包括的支援事業、任意事業費、第1目包括的支援事業費についてであります。今年度予算額は2,000万円を計上しており、前年度予算額と比較しまして、355万2,000円、22.6%の増となっております。予算の財源内訳は国庫支出金で800万1,000円、県支出金で400万円、合わせて1,200万1,000円、その他で400万円、一般財源で399万9,000円となっております。これは斑鳩町社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センターの運営に係る経費であります。この地域包括支援センターは、高齢者の保健・福祉・介護予防を中心にしていく上で重要な拠点であります。

次に、第2目任意事業についてであります。本年度予算額は752万4,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして109万4,000円、12.7%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で300万9,000円、県支出金で150万9,000円、合わせて451万4,000円、その他で150万5,000円、一般財源で150万5,000円となっております。これは配食サービスや家族介護用品支給事業等に係る経費でございます。

次に、118ページ、第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金であります、第1目第1号被保険者保険料還付金、第2目償還金及び第3目の第1号被保険者還付加算金といたしまして、昨年度と同額の合わせて100万4,000円を計上いたしております。

次に、119ページ、第7款予備費であります、100万円を計上しております。そして平成21年度の財政安定化基金拠出金につきましては、県への拠出がなくなったことにより、廃款となるものでございます。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜わりまして、原案どおり御承認賜わりますようお願いを申し上げます。

○木澤委員長 介護保険事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

特別会計予算書の89ページから126ページまでです。

浦野委員。

○浦野委員 111ページの介護給付費の介護サービス等諸費については、前年度と比べまして9,000万円余りの増となってるんですけども、別の参考資料、予算関係参考資料の43ページを見ますと、要支援1から要介護5まで20年度と21年度の人数の推移も書いてるんですけども、そう大して去年と来年度、変わりはないと思うんですけども、どうして9,000万円余りがふえるんでしょうか。ちょっと内容について説明をお願いします。

○木澤委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、御質問いただきました介護サービス等諸費の事業量が伸びているということでございます。委員が申されましたように、現状、要介護認定者の状況ですが、今、参考資料ごらんいただいていると思いますが、17年度から20年度、21年度、今、

参考資料をごらんいただいていると思います。当初は、逆に介護認定が伸びていたのですが、１００人単位ずつ伸びていった状況でございまして、１８年、１９年、２０年度とここを見てくださいと、やや落ちついている状態でございます。

ただ、介護サービス量、人数からいきますとこういう状況でございますが、人数からいきますと、その推計したところ、今、予算をあげておりますサービス量が必要ということで、計上させていただきました。人数的には若干の伸びという状況でございます。サービス量につきましては、今現在、いろいろサービスを受けられる方も、制度が浸透してきている中で出てきている状況でございますので、この推計をさせていただいたところでございます。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 ４３ページの人数の推移の２１年度まで書かれてるんですけども、これ将来的に、近い将来的に２２年、２３年度の見通しとしては、同じような感じで推移すると考えられているのでしょうか。財源的なことではちょっと心配なので、質問させていただいているんですけども。

○木澤委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 介護認定者数の推計で説明させていただきますと、２１年度が今、参考資料にも１，１３５人、１号被保険者の数で申しますと１，１３５人でございます。２２年度推計しておりますのは、１，１７７人、２３年度は１，２１８人という推計をしております。認定率というのがございまして、被保険者数に対する認定者数の割合ですけど、今、２１年度１６．９％、２２年度も１６．９％、２３年度も１７％と被保険者がふえていく割合というのは、今、変わってきてないという推計も出ておりますので、それに基づきまして２３年度まで推計させていただいております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 １１２ページの介護予防サービスですけど、これはこの予算の関係資料の４７ページの方を見ますと、大体２１年度の推計がこれ金額上がってますけど、ここの予算書とか比較すると、これどんと予算が下がっていると。このあたりの説明、よろしくお願いします。

○木澤委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 この介護予防サービス等諸費につきましては、委員が今おっしゃられま

したように、2, 100万円ほど前年度より下がっております。この理由につきましては、いろいろ研究もしたわけですが、当初、第3期事業計画の中では、御要望を重視するということで事業計画を立てておりました。その事業計画どおり前年度、20年度分として予算を計上したわけでございます。ただ、介護予防事業、特定高齢者の把握ということで進めておるわけでございますが、その分はなかなかいくわけですが、その把握された方に介護予防事業を受けてくれとくださいというような紹介、または説明もさせていただいている中で、なかなか私はまだ大丈夫だという形で断られるケースも多くございまして、なかなか事業は計画して、ホーム等にも運動機能強化事業でありますとか、交付事業でありますとか、いろいろホームとも相談させていただいているんですが、なかなか参加していただける方が少なくございました。このまま21年度、来年度の予算に第4期事業計画を立てるにつきましても、その辺を考慮しまして、第3期計画ではまだまだ初めての事業でありましたので、なかなか予算実数もつかみにくいということで、計画をしていた中で第4期事業につきましては、実数も把握できてきたということもございまして、若干それを考慮しながら、予算組んだところでございます。その結果、2, 100万円ほど減額になったというところでございます。

ただ、受けていただく方についての必要なサービスを受けていただける予算は、きっちと組んでおりますので、その辺はご理解いただきたいとそうように思います。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 お話聞くと、大体実数がつかめたので、それに合わせた予算を組ませていただいたというように理解させていただきましたけど、やはり実際、広報の行き届き方というのがまだちゃんとし切れてないんじゃないかなというようにも思いますけど、そのあたりどんなものですか。

○木澤委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 ちょっと今説明が漏れたわけでございますが、包括支援センターがございます。その包括支援センターが特定高齢者の方の介護予防プラン等を立てていて、その方に直接、個人的にもこういう事業がありますので、参加してくださいという形でもお願いしているところでございます。広報でももちろん参加募集はしておりますが、そういう形で個別でも包括支援センターから直接、そのご本人さんに、特定高齢者としてそういう機能を訓練されることで、将来、介護、要介護状態になることの恐れがないよというということで、こういう事業もやっておりますのでということで説明もさせていた

だいて、本人さんに参加してくださいというようなことをやっている中で、なかなか参加していただけないという状況でございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 117ページの上のやつですけど、包括センター、載ってますね。こちらの方で結構増額されていると。そういうのを含めて、今回、これ増額されたということになるわけですか。

○木澤委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 包括支援センターにつきましては、その業務内容につきましては、先ほど申しました高齢者に対する総合的な支援、また地域の介護支援専門員、ケアプランを立てる人がおるわけですが、その方の専門的な説明等もする業務も持っています。

また先ほど言いました介護予防ケアプランを立てる業務というのもございます。その中で、今回、2,000万円という形で予算を増額いたしましたのは、今後、そういう介護予防プランを立てるに際した中、これから高齢者の方がだんだんふえてくるということもこの第4期計画では推計しておりますので、その中で今後、相談件数でありますとか、そういうケアプランを立てる件数がふえてくるということを考慮してます。その関係上、今、社会福祉協議会の方で0.5人分の包括支援センターの方に予算組をして応援させるという形での予算組をしております。その上限2,000万円というのが国から補助が出る金額でございますので、包括支援センターとして2,000万円は国からの補助出ます。そのうちのそれを活用しながら、また、そのとおりにしておるということを考慮しながら、社会福祉協議会の方から0.5人を持っていく。合計、今、包括では3人おります。その3人とその0.5で3.5、また非常勤の職員も0.5、18年度から負担しておりますので、合計4人体制で今後、その包括支援センターの業務に対応していきたいというふうに考えておりまして、予算組みさせていただきました。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 これもそうすると、地域包括支援センターの人数がふえる、業務が忙しくなるということで、これふえると考えさせてもらっていいわけですね。

○木澤委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 そのとおりでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

そしたら、私の方からもちょっとお尋ねしたいんですが、今、委員さんからも質問も

ありました包括支援センター、この0.5人分ふやすというのがもうひとつよくわからんですけども、今、3人で相談体制とっていただいているんですよね。その0.5人分ってどういうこと。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 0.5人分と言いますのは、社会福祉協議会の仕事を半分する。また、包括支援センターの仕事も半分するという事で0.5人分という形でさせていただいております。人件費につきましては、1人分、100%にしますと人件費の中で、予算組の中で半分ずつに分かれているということで、0.5、1人を0.5人ということで分けていることで0.5と全部させていただいてます。

○木澤委員長 相談業務がふえて忙しくなることについての対応をしていただくということとはいえると思うんですけど、お聞きすると、これ、収入も包括支援センターって収入も発生するというふうにお聞きしているんですけども、その収支の関係ってこれまでどのようなになっていたのか、ちょっと様子がわからないので、その辺の説明もちょっといただけますか。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 包括支援センター、今申し上げましたように、収入の方では今ありますように2,000万円の介護保険から出すということでございます。そのほかに収入としては、今、申されましたように、ケアプランの作成ということで、介護報酬が入ってきます。その分につきましては、年間840万円入ってくるわけでございます。先ほどの2,000万円と合わせまして2,840万円ということで収入がございます。歳出の方につきましては、人件費として2,200万円ほど必要になります。あと残り事務費ということになって、2,840万円の予算になっております。

先ほど申しました人件費につきましては、3.5人分という計算で2,038万2,000円、あと非常勤職員0.5人分、0.5人というのは半日来ただけという形での0.5ということですけど、150万円ということで2,180万円ほどの人件費がその中にあるということです。

○木澤委員長 人件費はわかるんですけど、その他でかかる経費というのは何でそんなにかかるんですか。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 こちらの事務もしますので、コピー機のリース代でありますとか、印刷

しますので、その印刷代、また車、車両等で訪問しますので、燃料費等がある、かかってきております。

○木澤委員長 その来ていただく臨時職員さん、半日やから0.5人分。さっき社協の方と両方するからという計上で説明いただいたと思うんですけど。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 先ほど、両方行くというのは正職員の方のことです。正職員が1日来られてます。仕事の中身としてはきっちり半分に分けることはできないと思いますが、包括支援センターの仕事も半分すると。忙しいときには手伝うと。また、社協の仕事もやるということでのことです。

今言いました0.5人というのは、4時間、午前中4時間来ていただいて、1年間、242日間来ていただく人の臨時職員ということです。

○木澤委員長 そうしましたら、あともう1点、114ページの高額医療合算サービス諸費なんですけども、これ発生した場合、国保と案分してお金を出すということなんですけども、これどういうときに使われるんですかね。今、実際には使われてない状況なんですよね。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 今は高額医療費につきましては、それぞれ介護保険、また医療保険の方で自己負担額が高額になった場合、対応しております。ただ、21年度よりそれぞれの利用額を合計した額でも限度額を決めると。所得に応じて限度額を決めると。それを超えた方については、それぞれの介護保険、また医療保険の方で利用額に応じて、案分して高額医療サービスとして支給するということですのでございまして、今年度から新しく始まった、21年度から新しく始まったことで、実績等またそれぐらいになると思いますが、そういうことですのでございます。

○木澤委員長 私の方もちよっと勘違いしてたんですけども、でも、そしたら今、それぞれの会計で実際に高額医療として使われている実績はあるんですよね。それから見込みなんかは出せないんですかね。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 それぞれの会計で今やっておりますのは、介護保険で言いますと、113ページの高額サービス等費に当たるところです。これも先ほど部長から説明がありましたように、上限額が生活保護の方という形でいろいろ分かれているところで

ございます。その限度額を超えた方について、そこでこの高額サービス等費で処理しているところでございます。

今、今度新しくできる事業につきましては、その医療費と介護保険の合算ということになります。その基準額ということでございますので、実際、そこまでまだ安定しておらないというか、計算しておらないところでございます、とりあえず、名目的予算でございますが、こういう形でさせていただいているところでございます。

○木澤委員長 予算少なく見積もる、実績に応じてということになってくると、実際に使った分とかは、また決算のときに国の方からとかもちゃんとお金なんか下りてくるんでしょうけども、国保のところで昨年度は予算としては対応できるようにということで、多目に見積もっていただいて対応していただいていたと思うんですけど、その予算の組むときの考え方というのは、どういうふうを考えてはるんですかね。この場合はそういう対応になってるんですか。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 実績に応じて組める部分につきましては、事業計画もございますが、その事業計画を見ながら、また実績を見て、その利用計画を修正する部分については、そういう形で補正や予算組をさせていただいているところでございます。

ただ、本来の部分につきましては、時期等がございませんでしたので、今後、その基準額というのもその設定についてどういうふうになるかということもございますので、その辺をまだ推計していないところでございます。

○木澤委員長 もちろん、また経過を見ていきたいと思うんですけど、結局、案分すると言っても、実際にこれだけ介護保険のところで2, 400万円ながしか出てる分は、案分したらこれぐらいのものになってくるんだろかなというふうには思うんですけども、私もちょっと予算の組み方については、そこまでまだもうひとつよく理解できてない部分もありますので、まずは今後の状況なんかも見させていただく中で、お尋ねしていきたいと思います。

ほかにございませんか。

浦野委員。

○浦野委員 高齢者は、体の状態が急変する場合は往往にしてあるんですけども、介護認定を受けておった方が、例えば、転んで骨折して、認定度合いが急に変わらないので、サービスを受けようとしたところで、また認定を取り直すのに期間がかかるとか、また、

介護認定を受けてない方が、急にそういった事態になって、介護認定を受けるのにまた期間がかかるとかというのは往往にしてあるんですけども、その辺は臨機応変に家族としたら即対応していただきたいというのが本音なんですけども、その辺の対応はどうなっているのかという確認と、それと包括支援センターができてから、要支援 1、2 は包括支援センターに今、社協の方にケアマネをお願いするわけなんですけども、それ以前は、一般企業、例えばイカリトンボさんとかがケアマネされておって、介護者に対してケアプランを立てる、あるいは毎月訪問して、体のぐあいとか、非常に懇切丁寧に一般企業の方ですから、やっておられたんですけども、包括支援センターができてから、非常に事務的になったと。毎月、ケアプランの確認もあるんですけども、例えば電話ですとか、郵便ですとかいうことで、非常に事務的になったという話をたびたび聞くわけなんですけども、やはりマンツーマンでケアプランを立てられる担当者は、マンツーマンでお年寄りと面と向かって体のぐあいとか聞きながらやっていただきたいというのが、介護者の本音なんですけども、その点、どのようにお考えなのか、この 2 点だけお願いしたいと思います。

○木澤委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、御質問ございました要介護度が急変した場合、また容体が急変して入院された場合でありますとか、今まで介護認定を受けてない方が、急に支援が必要になったという場合でございます。

当然、緊急の場合、やむを得ない場合につきましては、被保険者証がないわけですが、その状況につきましても、その提示なしで指定サービスを受けることができます。

ただ、その後日、安定した状況で介護申請をしていただきまして、審査会に要介護の判定をしていただいて、支給を受けていただくという状況になります。また、入院されまして、退院された後で、また要介護度が変わる場合もございます。その場合には入院されておって、退院が間近になりますと、そういう要介護認定の変更申請ですね。その手続をしていただきまして、要介護度が変わる状況であれば、また支給を受けられるという状況になるというふうに思っております。その対応につきましても、窓口の方で御相談いただければ、また包括支援センターの方もございますので、御相談いただければそういう対応をさせていただくというふうにしております。

2 点目ではありますが、包括支援センターの対応でございます。要支援 1、2 のケアプ

ランにつきましては、この１８年度から施策として始まったところでございます。先ほど、委員が申されましたのは、要支援の１、２という区分がないときの状況だったと思います。要支援１、２の区分がないときには、事業所が１から５までのケアプランを立てておる。今の状況も変わりはありません。要介護度１から５につきましては、事業所がやっております。

ただ、１８年度に要支援１、２ができたときに、そのケアプランについては包括支援センターがやるということでその業務内容になったわけでございます。

ただ、その対応につきまして、今申されましたように、事務的な処理しかしてないのではないかとございまして。今後、そういうこともある中で、少し人員が増、０．５人ということで若干ではございますが、その対応もできるだけ個別に外に出ていけるようにという形で予算を組まさせていただいているところでございまして、また、包括の方にもそういう形でそういう御意見もあったということでお話をし、動いていただけるようにという形で考えているところでございます。

○木澤委員長　ほかにございせんか。

嶋田委員。

○嶋田委員　１１９ページのこの財政安定化基金拠出金ですか、これ廃款という形になっているけど、これはどういうことですか。

○木澤委員長　西川福祉課長。

○西川福祉課長　まず、この財政安定化基金拠出金でございしますが、これにつきましては、第３期においては県が基金を設置いたしまして、その負担割合は国が３分の１、県が３分の１、町が３分の１という形で基金を設置しておりました。その３年間の間で、給付量に見込んだ見込み額ですね。それよりもどうしても多いという市町村がもしあった場合、その場合に拠出金からお金を借りて運営をしていくということでの基金でございました。ただ、第３期事業計画の中でそういう市町村がなかったことから、そのお金が基金として残っているということで、第４期につきましては、その基金があるということで拠出金についてはなくなったというか、拠出金はあるんですが、支出はなくなったという形での廃款でございまして。

○木澤委員長　嶋田委員。

○嶋田委員　そしたら、基金への積立金を出してた。それがなくなったということですね。その基金は今現在、幾らあるんですか。

○木澤委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 それについて今ちょっと資料を持っておりませんので、あとで報告させていただきます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 はい、わかりました。そしたら、その今ある基金の目的は今までどおりにや
っていくわけなんですか。拠出金がなくなったということだけで、基金自体はあって、
目的に応じて出していくということで理解していいんですかね。

○木澤委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 この基金につきましては、県の方で設置している基金でございます。目
的につきましては、先ほど申しましたように、保険収入の収納状況悪いとか、悪化した
状況であるとか、また予想以上に給付がふえた場合にそこから市町村はお借りをすると
いうものでございます。その目的は変わりはありません。

ただ、今、負担金がなくなったということでございます。

○木澤委員長 済みません。今の質問ちょっと調べていただけるということですが、実
績もあわせてあとで報告いただけますかね。ないんですか。

ほかにございせんか。

ないようでしたら、これをもって介護保険事業特別会計予算についての質疑を終結い
たします。

続きまして、議案第16号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につい
ての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第16号

平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議
会の議決を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、特別会計予算書の127ページをごらんいただきたいと存じます。

予算書を朗読させていただきます。

平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,500万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、座らせていただいて説明させていただきます。

まず、この特別会計予算の概要についてでございます。

この特別会計は、後期高齢者医療制度に係る町で行う事務について、その予算を計上しております。予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ2億6,500万円を計上いたしております。

後期高齢者医療制度の実施主体は、奈良県後期高齢者医療広域連合であります。これにより保険料の徴収や被保険者証の引き渡し、各種申請受付、相談等は市町村が行うこととなっております。そのため、この特別会計では、主にこれらにかかります事務の経費のほか、徴収した保険料を広域連合に納付する費用等を計上しているものであります。

それでは、予算書133ページをごらんいただきたいと思います。

まず歳入予算についてであります。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料についてであります。

1億7,061万3,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして、2,398万7,000円、12.3%の減となっております。この特別徴収についてであります。原則として年額18万円以上の公的年金を受給している被保険者を対象に、その年金から保険料を天引きするものであります。特別徴収を行う保険料額については、広域連合の積算に基づくもので、斑鳩町における賦課総額の約8割に相当する額を見込んでおります。

次に、第2目普通徴収保険料についてであります。4,338万5,000円を計上

しております。前年度予算額と比較しまして40万円、0.9%の減となっております。特別徴収の対象とならない場合、また申し出により特別徴収から変更した場合、被保険者は納付書や口座振替により保険料を納付いただきます。

特別徴収と同様に、広域連合の積算に基づくもので、斑鳩町における賦課総額の約2割に相当する額を見込んでいるところであります。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目督促手数料についてであります。2万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして6,000円、23.1%の減となっております。督促にかかります手数料を受け入れるものであります。

次に、134ページ、第3款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金についてであります。前年度予算と同額の1,000円を計上しております。寄附金があった場合に受け入れるものであります。

次に、第4款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてであります。5,072万6,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして564万1,000円、12.5%の増となっております。その内訳であります、第1節特別会計事務費繰入金では、506万5,000円を計上しております。保険料の徴収や被保険者証の引き渡し等に係る事務経費を一般会計から繰り入れるものであります。

また、第2節後期高齢者医療広域連合納付金繰入金では、4,566万1,000円を計上しております。まず広域連合の運営に係る事務経費相当分として、事務費負担金繰入金1,492万5,000円を、次に低所得者の保険料軽減に伴う公費負担相当分として保険基盤安定負担金繰入金3,073万6,000円を計上しております。

これらは一たん一般会計から特別会計に受け入れ、さらに特別会計の歳出科目であります後期高齢者医療広域連合納付金から広域連合に納付をするものであります。

これらの積算は、事務費負担金繰入金については、各市町村の人口や高齢者人口の割合などに応じて定められた額を、また保険基盤安定負担金繰入金は、2割、5割、7割の保険料軽減に相当する額を広域連合が算出しているものであります。

なお、この保険基盤安定負担金については、県がその4分の3を負担し、町がその4分の1を負担することとなっており、県の負担分については一般会計予算の民生費、県負担金で受け入れることとなっております。

次に、135ページ、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金についてであります。1,000円を計上しております。これは特別会計の前年度の精算により、歳入超

過となった場合に、その超過額を当科目に受け入れるものであります。

次に、第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金についてであります。前年度予算と同額の1,000円を計上しております。これは納期限後に保険料を納付する場合に、その保険料に一定の割合を乗じて得た額を延滞金として徴収し、受け入れるものであります。

次に、第2目過料についてであります。

前年度予算と同額の1,000円を計上しております。これは不正行為などにより保険料を免れたものに対する罰則金があった場合、それを受け入れるものであります。

次に、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金についてであります。20万円を計上しております。これは歳出の保険料還付金が生じた場合、その相当額について広域連合から収入するものであります。

次に、136ページ、第2目還付加算金であります。5万円を計上しております。これは歳出の還付加算金が生じた場合、その相当額について広域連合から収入するものであります。

次に、第3項雑入、第1目滞納処分費についてであります。1,000円を計上しております。これは滞納処分があった場合に、それに要した経費の実費負担に相当するものとして収入するものであります。

次に、第2目雑入についてであります。前年度予算と同額の1,000円を計上しております。

以上が、歳入についてであります。

続きまして、歳出であります。137ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。126万6,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして1,000円、0.1%の減となっております。予算の財源内訳はその他で126万4,000円、一般財源で2,000円となっております。被保険者証の郵送などにかかります事務的経費であります。

次に、137ページから138ページ、第2項徴収費、第1目賦課徴収費についてであります。352万5,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして55万円、13.5%の減となっております。予算の財源内訳はその他で、352万4,000円、一般財源で1,000円となっております。納付書などの印刷物の作成や郵

送料、徴収の管理などを行う電算システムの使用料などに係る事務経費であります。

次に、138ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。2億5,965万9,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして、1,819万9,000円、6.5%の減となっております。予算の財源内訳はその他で4,566万1,000円、一般財源で2億1,399万8,000円となっております。

特別徴収、または普通徴収の方法によって徴収した保険料相当額2億1,399万8,000円と後期高齢者医療広域連合納付金繰入金として一般会計から繰り入れた広域連合の事務経費分1,492万5,000円と保険基盤安定負担金3,073万6,000円を広域連合に納付するものであります。

次に、139ページ、第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金及び還付加算金についてであります。25万円を計上いたしております。予算の財源内訳はその他で25万円となっております。

最後に、第4款予備費、第1項予備費、第1目予備費についてであります。前年度予算と同額の30万円を計上しております。予算の財源内訳はその他で30万円となっております。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜わりまして、原案どおり御承認賜わりますようお願いを申し上げます。

○木澤委員長 後期高齢者医療特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

特別会計予算書の127ページから139ページまでです。

ございませんか。

委員さんないようですので、済みません。私の方からお尋ねしたいと思うんですが、この制度自体もともと撤廃するべきやということを設立当初から言わせていただいていたんですけども、それぞれやはり制度自体の矛盾というんですかね。批判の声なんかも多く上がって改正などもされてきていると思うんですが、もともと年金天引きであった人が、口座振替にされるとか、天引きの人とそうでない人というということで、特別徴収とそうでない人というと思うんですけど、先ほどそれから2割というふうにおっしゃったのがちょっと私、理解できなかったんですけど、年金天引きになってない人という

のは、今、どれくらいになってるんでしょうか。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 今、後期高齢者の被保険者数は約 2, 800 人でございます。そのうち本町の場合ですと、特別徴収対象者が約 2, 000 人、残りの 800 人が普通徴収対象者でございます。

○木澤委員長 その普通徴収の方で滞納の発生状況というのはどうなってるんですか。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 後期高齢者のまず収納状況でございますけども、特別徴収は年金から天引きですので、当然 100% 収納率。普通徴収の場合には、今まだ 8 期は集計終わってませんが、1 期から 7 期までにつきましては、収納率は 97. 5%、特別徴収と合わせますと、99. 1% の収納率を見ております。現在、まだ今年度、完全に全く納めていないという方につきましては、約 20 人おります。

○木澤委員長 その心配するのはそういう方に対して資格証の発行状況なんかがどうなっているのかということですけども、植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 1 年以上保険料滞納された場合には資格証を発行するということは法令で定められていることは御存じかと思えますけれども、それに関しましての資格証発行しますのは広域連合ですので、広域連合の現段階での考えということでございますけれども、国の方からは資格証の運用に当たっては、相当な収入がありながら保険料を納めない、悪質なものに限って適用するということでの方針があります。これを受けまして、全国で統一的な運用を図りたいというふうに厚生労働省の方は言っているところであります。その相当な収入でありますとか、基準というのを国が示すということだったんですけれども、一定の基準は示されたのは聞いているんですが、あいまいな表現等も多かったので、広域連合が今、国に対していろいろと質問もしている段階であるということなんです。

奈良県の広域連合としましては、そういう国の考え、もうちょっとはっきり示した基準ということも踏まえて、県内では統一した運用を図っていきたいという考えを持っておられます。

保険料の負担の公平性とか、財源の確保という問題もありますので、その奈良県以外の広域連合の状況でありますとか、私ども市町村の意見も参考にしながら、慎重に検討しているというのが現段階でございます。

○木澤委員長 そうすると、まだ発行はされていないということですね。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 滞納は1年まだ経過しておりませんので、発行はないということです。

○木澤委員長 県で統一的に見解も決めていくということなんですけど、以前に実施する市町村の独自性なんかも発揮していただくような意見も広域連合の方であったようなことも記憶しているので、ぜひ、斑鳩町からも事務レベルで会議等されるときに、資格証の発行については機械的な対応をしないようにというふうに広域連合にも意見をあげていただきたいというふうにお願いしておきたいと思います。

嶋田委員。

○嶋田委員 保険料の徴収は替わってされておられるんですけども、予算で2億1,399万8,000円ですか。滞納があったとして2億円しか集まらなかったという場合に、広域連合に納付するのは集まった分だけを納付するということで理解してよろしいんですか。

○木澤委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 そのとおりでございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そしたら、広域連合が保険証を発行するというので、先ほどの資格証も広域連合が発行やということですね。そうしたら、広域連合がこの資格証を発行してくれとなった場合には、逆に機械的に渡さな仕方がないということになってくるわけなんですか。

○木澤委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 広域連合が資格証を発行すると決定された場合には、私どもはそれを引き渡すというのが業務でございます。

○嶋田委員 結構です。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、これをもって後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第17号 平成21年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、議案第17号 平成21年度斑鳩町水道事業会計予算について御説明をさせていただきます。

議案第17号

平成21年度斑鳩町水道事業会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、座って説明の方を進めさせていただきます。

それでは、まず19ページをお願いいたします。

斑鳩町水道事業会計予算事項別明細により、御説明をさせていただきます。

まず、収入の収益的収支の第1款水道事業収益では、7億7,731万1,000円の計上で、対前年度81万4,000円の減額でございます。その内訳といたしまして、第1項営業収益では7億7,618万2,000円の計上で、対前年度372万7,000円の増額であります。増額の主なものは、受託工事収益の増であります。

第2項営業外収益では、112万8,000円で対前年度454万1,000円の減額であります。減額の主な理由といたしましては、下水道負担金と消火栓維持点検負担金を雑収益に変更したものによるものでございます。

第3項特別利益では、1,000円の計上でございます。

次に、資本的収支の第1款資本的収入では、1億3,178万5,000円の計上で、対前年度2,950万6,000円の減額であります。内訳といたしまして、第1項企業債で6,000万円の計上、前年度より1,400万円の増額であります。

第2項補助金では、158万2,000円の計上で、対前年度2,093万4,000円の減額であります。減額の主な理由といたしましては、石綿セメント管更新事業国庫補助金の減でございます。

第3項工事負担金では、7,020万3,000円の計上で、対前年度2,257万2,000円の減額であります。その主な理由は、公共下水道工事に伴う支障移転工事の減少であります。

次に、支出の部で、収益的支出の第1款水道事業費用では、7億8,173万3,000円の計上で、対前年度967万5,000円の増額であります。その内訳といたしまして、第1項営業費用で7億1,567万2,000円の計上で、対前年度780万円の増額、第2項営業外費用で5,596万1,000円の計上で、対前年度227万5,000円の増額、第3項特別損失で10万円、第4項予備費で1,000万円の計上であります。

次に、資本的収支の第1款資本的支出では2億8,166万7,000円の計上で、対前年度1億3,289万3,000円の減額であります。内訳といたしまして、第1項建設改良費で1億7,751万6,000円の計上で、対前年度1億3,698万円の減額であります。

減額の主な理由は、配水設備改良費の工事請負費の減及び前年度に新規取水井戸を整備したことによります受水整備費の工事請負費の減によるものであります。

第2項企業債償還金で、1億415万1,000円の計上で、対前年度408万7,000円の増額であります。

恐れ入ります。次の20ページ以降の予算の説明書の主な項目につきまして御説明を申し上げます。

まず第1項営業収益の第1目給水収益の水道料金では、7億4,300万円であり、水道使用水量の減少により、対前年度488万1,000円の減額となっております。

次に、21ページでございます。第2目受託工事収益では、1,478万3,000円であり、消火栓設置工事費と下水道関連修繕工事収益の増により、対前年度954万7,000円の増額となっております。

第3目その他の営業収益では、1,839万9,000円であり、対前年度93万9,000円の減額でございます。その理由といたしましては、手数料で公共下水道移設補助にかかります事務費等の減などで、対前年度351万5,000円の減額、下水道からの庁舎利用などによる負担金と消火栓維持点検負担金を本年度より第2項営業外収益、第2目他会計負担金より雑収益に受け入れ先を変更したことにより、対前年度232万4,000円の増額となっております。

次に、支出の部で22ページ以降をお願いいたします。

22ページ以降でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目の原水及び浄水費の特に23ページをお願いしたいと思います。

23ページの第19節の受水費でございますが、水道の使用水量の減少に伴い、県水の受水量を減らすことから受水費で対前年度152万2,000円減額の3億4,256万3,000円であります。

第2目の配水及び給水費、第6節備消耗品費では、災害対策といたしまして、救援物資、災害用給水バック等を前年度に購入を完了いたしましたことから、198万円の減額となっております。

次に、24ページをお願いいたします。

第3目受託工事費の第4節修繕費では、下水道関連の増により対前年度686万円増額の1,135万円を計上しております。また第5節消火栓工事費では、本年度4カ所を予定しており、対前年度219万7,000円増額の294万3,000円を計上いたしております。

次に、25ページでございます。

第4目総係費のうち、第12節委託料では、前年度に下水道料金徴収システムの更新を行ったことから、対前年度144万9,000円減額の1,154万4,000円を計上いたしております。

また、第14節賃借料では、水道料金徴収システム機器のリース期間が満了したことから、対前年度259万2,000円減額の160万3,000円を計上いたしております。

第15節修繕費では、庁舎の空調機器を修繕を予定しており、対前年度498万円増額の794万6,000円を計上いたしております。

次に、26ページをお願いいたします。

第2項営業外費用、第1目支払利息、第1節企業債利息では、対前年度192万5,000円減額の4,294万円の計上であります。

次に、27ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。第1項企業債では、対前年度1,400万円の増額の6,000万円を計上しております。

第2項補助金では、管路近代化事業が前年度で完了いたしましたことから、石綿セメント管更新事業の測量設計業務を予定しており、対前年度2,093万4,000円減額の158万2,000円を計上いたしております。

第3項工事負担金、第1目工事負担金、第2節工事負担金では、公共下水道工事に伴

う移設工事の減少によりまして、対前年度2,358万円減額の3,465万円の計上
であります。

次に、28ページをお願いいたします。

資本的収支では、第1項建設改良費、第1目配水設備改良費で対前年度1億1,379万5,000円減額の1億4,600万9,000円を計上しております。第2目浄水場設備改良費では、三井浄水場のろ過池等の整備工事を19年度より順次行っており、本年度も沈澱池等の整備に係る経費2,300万円を計上いたしております。第3目取水設備費では、前年度に新設井戸を整備したことから、今年度は既設井戸の整備費を計上いたしており、対前年度3,325万円減額の800万円を計上しております。

第2項企業債償還金でございます。これは元金の償還であり、対前年度408万7,000円増額の1億415万1,000円でございます。

次に、17ページ、18ページをお願いいたします。

まず、17ページでございます。平成20年度の予定損益計算書でございますが、下から3行目をごらんいただけますでしょうか。当年度の純利益で3,278万3,000円を見込んでおります。

次に、18ページをお願いいたします。

平成21年度の予定損益計算書でございます。下から同じく3行目でございますが、平成21年度の当年度の純利益は240万7,000円を予定いたしております。このことから、水道事業会計につきましては、引き続きほぼ安定的に推移すると見込んでおります。

以上が、平成21年度予算の概要でございますが、最後に安全で安心できる水を安定的に供給できるよう努めてまいりますとともに、水道事業会計の財政状況や業務状況及び水質試験結果などの広報への掲載を引き続き行い、住民の方々への情報提供に努めてまいります。

それでは恐れ入ります。予算書1ページをお願いいたします。

予算書の朗読をもちまして、説明に変えさせていただきます。

平成21年度斑鳩町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度斑鳩町水道事業会計予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

1. 給水戸数1万354戸
2. 年間給水量331万2,000立方メートル
3. 1日平均給水量9,074立方メートル
4. 主要な建設費1億7,751万6,000円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は次のとおりとする。

収 入

第1款 水道事業収益	7億7,731万1,000円
第1項 営業収益	7億7,618万2,000円
第2項 営業外収益	112万8,000円
第3項 特別利益	1,000円

支 出

第1款 水道事業費用	7億8,173万3,000円
第1項 営業費用	7億1,567万2,000円
第2項 営業外費用	5,596万1,000円
第3項 特別損失	10万円
第4項 予備費	1,000万円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,988万2,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的收入	1億3,178万5,000円
第1項 企業債	6,000万円
第2項 補助金	158万2,000円
第3項 工事負担金	7,020万3,000円

支 出

第1款 資本的支出	2億8,166万7,000円
第1項 建設改良費	1億7,751万6,000円

第2項 企業債償還金

1億415万1,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりとする。

起債の目的、配水施設整備事業、限度額6,000万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、省略をさせていただきます。

次に、3ページをお願いいたします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1億円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用する場合は次のとおりと定める。

1. 営業費用と営業外費用の各項の間

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額にもしくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 8,747万1,000円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は500万円とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分を次のとおりとする。

1. 取得する資産

配水施設 配水管整備等

浄水設備 浄水場整備等

取水設備 取水井戸整備等

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

以上、議案第17号 平成21年度斑鳩町水道事業会計予算についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜わり、何とぞ原案どおり御承認賜わりますようお願い申し上げます。以上です。

○木澤委員長 水道事業会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

伴委員。

○伴委員 こちらの予算関係参考資料の50ページなんですが、石綿セメント管改良状況で21年度の計画がえらいこれ短いすねんけど、これ何か理由があるわけでしょうか。

○木澤委員長 佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 石綿セメント管の改良事業につきましては、国庫補助金をとってしまして、今年度の国庫補助金に係る分につきましては、並松から目安までの設計測量を取っております。それ以外に法隆寺の南大門から西門までの間が石綿管が残っております。それは石綿セメント管の改良事業、国庫補助金の中に入っておりませんので、単独で今年度いくということで、延長が短くなっております。来年度からまた目安から並松までの間を改良していきますので、工事延長は長くなっていくということでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今の御説明でいきますと、その国庫補助金というのは、こちらサイド、町サイドの方からこれだけのことをしたいというようなことを国の方に言われて、そしておりてくるものということで解釈させてもらってええわけですか。

○木澤委員長 佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 当初にその石綿セメント管の改良ということで、老朽管の更新事業という事業なんですけども、そのときにそういう計画を立てまして、国の方へ申請してやっていく分なんですけども、この門前の分については入っておりませんでしたので、今、県とも協議する中で、何とか国庫補助金もらえないかということで協議をしておりますけども、ちょっと今まだ前向いていってない状況なんですけども、今後また詰めていきたいと思っております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっとわからない、私の聞き方が悪いのかもわかりませんが、例年ずっとこれ改良していってますわな。これ距離書いてますわな。これ21年少ないですわな。これは計画の出されたのが少ないからこういう形になっているということですか。国庫補助金との関係、ちょっとはつきりわかりませんね。

○木澤委員長 佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 石綿セメント管の改良、この中に入っている延長は、その国庫補助金の事業と関係なしに、石綿セメント管を単独でも改良した延長を記載しております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 済みません。もう1点、25ページですけど、事務機器賃借料、これ下から5つ目か6つ目ぐらいにあるやつですけど、これリース期間満了という説明でお聞きしましてんけど、これ期間満了されてから定額で借り続けられるとか、それともそういうような格好でこれ金額下がっているわけですか。

○木澤委員長 佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 これにつきましては、リース期間が満了したことによりまして、その町の払い下げと言いますか、町のものになると。そのリース期間の賃借料を払った分で町の所有物になるということでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 えらいいリースですな。途中で借りるという感じでずっと借り続けて、最終的には買取のような感じで考えられるようなリースで契約されているということなんですね。

○木澤委員長 佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 今、伴委員おっしゃったとおりでございます。

○木澤委員長 石綿セメント管の改良事業ですけど、計画は幾つか出しているけど、それのうち国庫補助が認められた分がこの計上している分だけやったという、先ほどの説明やったらそういうふうに聞こえたんですけど。

小城町長。

○小城町長 佃田課長の説明でございますけども、結局、来年度と年次計画を追って石綿管の更新事業、国に対して、県は国に対して申し入れるわけですね。来年度、21年度はこの並松から目安についてこの設計をしていくということで、国庫補助の採択をいただくべく努力しております。ただ全部の延長とか、20年後、19年度、18年度、これはすべての延長であって、石綿管更新事業、あるいはそういうものはやっておるわけですけども、すべてが国庫の補助にはならない。そういう点があろうということで、とりあえず県と相談をしながら国にあげていくということで、21年度の計画は並松から目安まで一応設計の関係については、これを採択していただくというようなことで、今、県にやっているということでございますから、その年度が少ないとか、多いとかいうこ

とはそれは設計をやっていて、来年これまた、かなりのボリュームがかかりますから、そういうことについて御理解をいただきたいと思います。

○木澤委員長 21年度もともとうこういう計画やったということなんですね。

佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 そうです。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 6ページで1点確認したいんですけども、支出で3項特別損失10万円となっているんですけど、これちょっと内容、お願いします。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 この特別損失でございます。これは過年度損益修正損という項目でなるんでございますが、例えば、過去の年度の損益を修正して、例えば益を計上する場合に必要なが生じた場合に、そういった過去の年度の損益計算書に帰属させることは困難でございます。そうしたことから、この年度、特別損益として計上いたしまして処理をするといった項目でございますので、御理解いただきたいと思います。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 わかりました。それともう1点、ことしの冬なんですけども、北庄地区で水道管が破裂して、ちょうど朝方、朝御飯の時期でしたので、非常に大きな破裂でしたので、水道がとまったというような事故があったんですけども、そのときに私もちょっと立会しまして、それじゃ止水管をとめて復旧工事せなというときに、とめる止水管がどこにあるかわからないというようなことで初め言われまして、探したらあったということで判明しまして、言いたいのは大きな止水管をとめたら、その間、水道がとまります。被害戸数がふえるので、小さい止水管がどこかにないかということで探されていて、それがたまたま見つかって、5、6軒でしたかね。被害は。2時間か3時間ぐらいで被害がおさまったと。無事復旧したということがあったんですけども、そのときにちょっとふと感じたのは、斑鳩町内の止水管って全体的に図示されてないのかなと。どこにどれだけの止水栓があるのか、図示されてないのかなとちょっとふと思ったんですけど、その点ちょっとお聞かせ願いますか。

○木澤委員長 佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 止水式弁でございますけども、それは今、電算システム化している、データ化しておりまして、その中に入っております。その今、浦野委員御指摘のところ

も図面には載っておったんですけども、位置的にちょっと水路のきわといいますか、その中で土に埋もれていた面もありまして、ちょっと探すのに時間がかかったという状況でございます。

今後、このようなことのないように、できるだけ処理していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 もう一度確認なんですけど、斑鳩町全体のある止水栓はすべて図示されている、把握しているということで理解してよろしいんですかね。

○木澤委員長 佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 はい。今、電算システム化しておりますので、把握しております。

○木澤委員長 他にございませんか。

嶋田委員。

○嶋田委員 ちょっとしたことなんですけど、形式的なことで、今までの予算審議してきた中では、この予算書に判が押してあるんですけど、今回のこれには判が押してないと。これは別に押さなくてもいいわけですか。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 済みません。まことに申しわけございません。後日、公印を押させていただきたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 実質的には審議には影響はないと思いますが、やっぱり議会は形式的にやっ
ていかないとあかんと思いますので、お願いいたします。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

中川議長。

○中川議長 先ほどの石綿管の入れかえですけど、これは下水道計画のところと、その石綿管の入れかえとこと重なるようなところってある場合は、その下水を入れる時期にあわせて石綿管の入れかえもしていただいているということでよろしいですか。

○木澤委員長 佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 下水の施工の場合に石綿管が当たる場合は、そのようにさせていただいております。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 当たる場合やなしに、同時にしていただく努力はしていただいてませんかろうか。

○木澤委員長 佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 下水道とも協議する中で石綿管の位置については、そういうふうなことで協議して、対応できるようにさせていただいております。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 それとまた別ですけど、給水量 3 3 1 万 2, 0 0 0 立米ですな。そのうちの県水は何％県水ですか。

○木澤委員長 佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 約 6 5 %でございます。

予算計上は、2 1 8 万トンに余裕を持って 7 万トン計上させていただいておりますけど、県との協議の中では、給水量もだいぶ減ってきておりますので、2 1 5 万トンということで、一応今話させていただいております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

そしたら私の方からも少しお尋ねしたいんですが、監査委員さんから料金徴収に間接コストがかかっているということで指摘を受けていたと思うんですが、これはどういう状況なのでしょうか。

佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 監査委員さんの指摘につきましては、訪問催促とかいうことで、管理職が行っているということで、時間給の高いものが行っているということの御指摘を受けております。今現在は訪問催促とか、停止予告につきましては、担当の方で行っていただいて、特に問題のある分については管理職で対応するようにしております。

○木澤委員長 そしたら、それについて改善をしていただいているということで理解していいですか。

佃田上水道課長。

○佃田上水道課長 そういう今、説明させていただいたように、改善させていただいているところでございます。

○木澤委員長 あと済みません。2 1 ページの給水負担金というのは、これ加入負担金のことなんじゃないかな。

1 件当たり幾らなのかちょっとお伺いしたいんですけど。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 これにつきましては、給水加入負担金でございます。そして大体口径によって金額は変わっておりますけども、まず最近でしたら 20 ミリが主になってきますけども、20 ミリですと加入負担金ですと 25 万円。給水負担金といたしましては、20 ミリでこれは 6 万円という金額を徴収いたしております。その金額でございます。

○木澤委員長 済みません。もう 1 点だけ、下水道のところでも財政推計表のことでちょっとお尋ねをさせていただいたんですが、これ私、手元に持っている資料だと 20 年 6 月の建設水道常任委員会を出していただいた推計表なんですが、これについても下水ほどじゃないでしょうけども、若干やっぱ修正なんかが入ってきているのかなと思うんですが、この辺はどうなんでしょうか。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 やはり人口減少とか、その他もろもろ使用機器の節水機器の反映とかされておりますので、給水量につきましては、若干右肩下がりというような感じで修正を加えさせていただいております。そうしたことから、決算は別といたしまして、それ以後の推計につきましては、若干落としているというような形で推計させていただいております。以上です。

○木澤委員長 そしたら、数字のことは一つ一つお尋ねはしませんけども、一般会計の方でしたら必ず予算審査のときにはこうして推計表をつけていただいておりますので、できたら下水と上水の方の財政推計表についても予算時期か決算時期か、年に 1 回やはり提出いただいてどのように推計しているのか、わかるようにしていただきたいなというふうに思いますので、要望だけしておきたいと思います。

ほかにございませんか。

それではないようですので、これをもって水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもって当委員会に付託されました平成 21 年度一般会計、各特別会計及び水道会計事業予算の審査を終わります。

審査結果について取りまとめをしたいと思いますので、暫時休憩いたします。11 時まで休憩します。

(午前 10 時 42 分 休憩)

(午前 11時00分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

先ほどの質疑に対する報告があるとのことですので、西川福祉課長。

○西川福祉課長 先ほど、嶋田委員から御質問ございました財政安定化基金の残高でございます。19年度末の数値で御了解いただきたいと思います。30億1,900万円でございます。以上でございます。

○嶋田委員 はい、わかりました。

○木澤委員長 それではこれから各会計ごとにお諮りをしていきたいと思いますが、その前に委員の方から御意見等ございましたら。

嶋田委員。

○嶋田委員 去年、私がこの予算委員会で指摘させていただきました問題については、本年度予算の中では是正されておられるということで、了としたいと思います。

また、民生部門、福祉関係につきましては、町長が福祉を後退させないという意志のあらわれで後退どころか、十分なことをやっていると認めておられますので、これに対しましても了としたいと思います。

ただし、国民健康保険については、心配はしておりますが、部長の当初の御答弁で何とかいけるんじゃないかなということおっしゃっていただきましたので、この1年間、その推移を見守っていききたいと思います。以上です。

○木澤委員長 それでは、順次、お諮りしていきたいと思います。

お諮りいたします。

議案第10号 平成21年度斑鳩町一般会計予算について、当委員会として原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第11号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第１１号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第１２号 平成２１年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第１２号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第１３号 平成２１年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第１３号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第１４号 平成２１年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第１４号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第１５号 平成２１年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第１５号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決

しました。

続いてお諮りいたします。

議案第 16 号 平成 21 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第 17 号 平成 21 年度斑鳩町水道事業会計予算について、当委員会として原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

これをもって、本会議から付託を受けました平成 21 年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算の審査についてはすべて終了いたしました。

なお、委員会の審査の結果報告については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らってまいります。

それでは、閉会に当たり、町長のあいさつをお受けいたします。

○小城町長 委員の皆様には、3 日間、終始熱心に御審議賜わりましてありがとうございます。本当に慎重審議を賜ったお陰だと喜んでおります。

私は、実に平成 20 年度の予算の関係、あるいは決算の関係等いろいろと精査する中で、限られた財源の中で 69 億 6,000 万円という一般会計を組ませていただきました。その関係についても職員ともども十分苦勞してきたと思ってます。その中での審議でありました中で、この皆さん方の慎重審議を得る中で、今、嶋田委員からも御指摘ありましたように、いろいろと福祉、あるいはそういう関係等について、重要視してまい

ったわけでございます。その中でも特に国民健康保険については、国民健康保険の運営協議会でも示されたように、１９年度で値上げをさせていただいた中ですが、また近い時期にはそういうことも恐らく審議会の答申の中にありましたように、これ何年かということでございますけども、今後ともにらんでいかなかったら、一応、応急的に介護保険分だけ９，０００万円ほど一般会計から出てますけども、その関係等については最初からやはりその国民健康保険を受けている住民の中で、世帯の中でもやっぱり全員が受けてませんから、税金の関係等についても一般会計から持ち出しすることがいいのか悪いのかという議論もございます。そういうことも踏まえながら、いろいろとこれからも予算を研究してまいって、できるだけ冗費節減をする努力をしてまいりたいと思います。

３日間本当に議案の第１０号、平成２１年度斑鳩町一般会計について、あるいは議案第１１号、１２号、１３号、１４号、１５号、１６号、１７号の関係についても満場一致、原案どおり御承認賜ったこと、厚くお礼を申し上げまして、本当に木澤委員長はじめ、各委員の皆さん方には心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

○木澤委員長 皆さんには、９日、１０日、本日の３日間にわたり、熱心に審査を賜り、どうもありがとうございました。

なお、本会議から付託を受けました補正予算につきましては、１７日に改めて予算常任委員会を開催し、審議してまいりたいと思いますので、定刻までに御参集いただきますようお願い申し上げます。

これをもって予算常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午前１１時０８分 閉会)